

会議録・平成26年6月11日第2回定例会（第2日）

1. 招集の年月日 平成26年6月2日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月11日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	奥山幸洋	2番	江京子
3番	松本忍	5番	綿民和子
6番	上田清	7番	田邊ひとみ
8番	辻井成人	9番	乾健郎
10番	伊豆千夜子	11番	阪井勇男
12番	田辺泰宏	13番	土屋吉昭
14番	間宮一彦	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉保険課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西田 一成	こども課長	世古口 哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
土地利用調整監 松本 雅之 監査委員 児島 吉男

1. 会議録署名議員

7番 田邊 ひとみ 8番 辻井 成人

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 発議第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書
- 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 報告第1号 平成25年度子ども・子育て支援システム構築委託料繰越明許費計算書
- 日程第5 報告第2号 平成25年度下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書
- 日程第6 報告第3号 平成25年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書
- 日程第7 報告第4号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 日程第8 報告第5号 平成25年度（仮）明星こども園事業繰越明許費計算書
- 日程第9 報告第6号 平成25年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書
- 日程第10 報告第7号 平成25年度農業集落排水事業（上御糸・下御糸地区）管路建設工事繰越明許費計算書
- 日程第11 議案第39号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定
- 日程第12 議案第40号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第41号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第42号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第15 議案第43号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第2回明和町議会定例会第2日目の会議を開会します。

なお、鈴木教育委員長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

7番 田 邊 ひとみ 議員

8番 辻 井 成人 議員

の両名を指名いたします。

◎発議第2号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第2 発議第2号 手話言語法（仮称）制定を求める

意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで発議第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め
ます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました、承認第1号 専決処分した事件の承認について、
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由
の説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部改正
を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の
うえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○総務課長（世古口和也） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認に
ついて、詳細説明を申し上げます。

配布させていただいております、定例会資料のほうで説明をさせていただき
たいと思います。

資料の3-1をお願いしたいと思います。新旧対照表を付けさせていただい
ております。第2条は後期高齢者支援金等介護給付金の課税限度額のそれぞれ

14万円から16万円、12万円から14万円に引き上げるものでございます。

第18条は、地方税法施行規則の条の繰り上げによる規定の整備でございます。

めくっていただきまして、3－2でございますが、第23条は5割軽減、2割軽減措置にかかる判定所得の基準の見直しとなっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎報告第1号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第4 報告第1号 平成25年度子ども・子育て支援システム構築委託料繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 失礼いたします。

報告第1号 平成25年度子ども・子育て支援システム構築委託料繰越明許費計算書について、報告いたします。

これは、子ども・子育て支援新制度に対応した保育料等の管理を行うためのシステムを構築するための委託料にかかるもので、平成25年度代での実施が困難であったため、3月議会でお認めをいただき繰越明許費をした件でございます。

次のページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出からご説明いたします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の13節委託料で940万8,000円の全額を繰り越しさせていただきました。

歳入は、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金で940万8,000円です。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がございましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第5 報告第2号 平成25年度下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

それでは、7ページのほうご参照していただきたいと思います。

報告第2号 平成25年度下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書について、ご報告させていただきます。

この下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業は、西護岸に消波ブロックを設置させていただく工事で、平成25年度を最終年度として実施させていただいており、12月議会におきまして追加補正をお認めいただきました。ブロック製作年度内に実施をさせていただきましたが、海苔養殖の影響を受け据え付けが4月に遅れたため、3月議会におきましてお認めいただき、明許繰越をさせていただいた件でございます。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

まず、歳出といたしまして、2目、15節工事請負費で3,250万円のうち2,450万円を繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしまして、県支出金1,715万円、町債660万円、繰越金75万円、歳入合計2,450万円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程～質疑

○議長(北岡 泰) 日程第6 報告第3号 平成25年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長(堀 真) それでは、続きまして報告第3号 平成25年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書について、ご報告させていただきます。

この水産物供給基盤機能保全事業は、平成25年度より下御糸漁港の東護岸の修繕を実施させていただき工事でございます。12月議会におきまして補正をお願いし、3月の10日に契約の議会承認をお願いさせていただいたところで、3月議会におきまして繰越明許をお認めいただいた件でございます。

それでは、詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、歳出といたしまして、13節委託料1,700万1,000円のうち全額の1,700万1,000円を繰り越しさせていただきました。

次に、15節工事請負費として6,900万円の全額を繰り越しをさせていただいており、合計8,600万1,000円を繰り越しをさせていただいております。

歳入といたしまして県支出金4,300万円、町債3,870万円、繰越金430万1,000

円の、歳入合計8,600万1,000,円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思っております。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第7 報告第4号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） よろしく願いいたします。

報告第4号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この社会資本整備総合交付金事業は、平成25年度予算、そして12月の変更追加分、そして3月補正で予算化をいたしました通学路整備工事（明星下御糸斎宮小学校関係事業）、それと道路ストック総点検委託料を3月議会でお認めいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明をいたします。

次のページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

まず、歳出といたしまして、13節委託料で1,348万6,000円のうち、380万円の繰り越し、15節工事請負費で3億4,800万円のうち、1億5,590万円の繰り越し、合計1億5,970万円を繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしまして、国庫補助金7,766万円、町債5,640万円、繰越金2,564万円で、歳入合計1億5,970万円です。

以上、報告終わります。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がございましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第8 報告第5号 平成25年度（仮）明星こども園事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 報告第5号 平成25年度（仮）明星こども園事業繰越明許費計算書について報告いたします。

これは平成25年度のこども園整備事業における建築工事等にかかわるもので、

平成25年度内での実施が困難であったものについて、3月議会でお認めをいただき、繰越明許をしたものでございます。

次のページの13ページをご覧ください。

歳出からご説明いたします。

13節の委託料の方で3,953万2,000円のうち、1,547万7,000円を繰り越しをさせていただいております。それから工事請負費のほうで7億7,494万5,000円のうち、7億6,203万5,000円を繰り越しをさせていただいております。

続きまして、歳入のほうなんですけども、県支出金の6節のほうで森林整備加速化林業再生事業補助としまして2億5,000万円、それから15節の県支出金の7節の地域経済活性化対策事業補助のほうで2億円、それから町債のほうで、こちらは学校教育施設等整備事業債ということで1億4,230万円、それから繰越金のほうで1億8,521万2,000円です。歳入歳出とも合計としまして7億7,751万2,000円となります。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

◎報告第6号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第9 報告第6号 平成25年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼いたします。

それでは、報告第6号 平成25年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書につきまして、ご報告をいたします。

これは歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の事業推進費で、3月議会で繰越明許をお認めいただいたものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

まず、歳出からでございます。

4目の歴史的風致維持向上計画推進費の工事請負費で5,068万2,000円のうち、3,520万円を繰り越しをさせていただきます。

それから、歳入でございますが、まず国庫補助金の1,350万円、それから次、町債の1,480万円、次、繰越金の690万円、合計3,520万円でございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第6号を終わります。

◎報告第7号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第10 報告第7号 平成25年度農業集落排水事業（上御糸・下御糸地区）管路建設工事繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

それでは、報告第7号 平成25年度農業集落排水事業（上御糸・下御糸地区）管路建設工事繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

これは平成23年度より交付を受けました、農業集落排水事業（上御糸・下御糸地区）の事業終了に伴う国庫補助金の調整によるもので、3月議会でお認めいただき、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

まず、歳出といたしまして、3目、15節で工事請負費9億5,906万9,000円のうち、2,500万円の繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしましては、国庫補助金1,250万円、繰越金150万円、町債1,100万円で、歳入合計2,500万円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がございましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第7号を終わります。

◎議案第39号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第39号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第39号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めた職員の給与の特例に関して、必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議案書の19ページをお開きください。

それでは、議案第39号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

第1条の趣旨は、本条例は地方公務員の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、専門的な資格、知識、経験を有する職員を任期を定めて

採用することと、採用された職員の給与の特例に関して必要な事項を定めると
いう規定でございます。

第2条の職員の任期を定めた採用では、同条第1項で高度の専門的な知識、
経験、または優れた識見を有する職員について任期を定めて採用できると規定
し、これを特定任期付職員と位置付けまして、弁護士や公認会計士などを想定
しております。任期は法律で5年以内と規定されております。

第2条第2項は、専門的な知識経験を有する者を専門的な知識経験が必要と
される業務に従事される場合に、専門的な知識経験を有する一般の任期付職員
を採用できるという規定で、保健師や社会福祉士、臨床心理士、あるいはシス
テムエンジニアなどを想定しております。こちらのほうも法律で任期につつま
しては最大5年以内と定められております。

次に、第3条では、第1項第1号で、一定の期限内に終了するような事業と、
第2号で、一定期限内だけ業務量が増える事業などに限りまして、一般の事務
職員を任期を限って採用できるという規定で、例えば大型イベントなどの開催
期間中にイベントに従事する一般事務職員を採用する場合を想定をしておいま
す。この場合の任期は法律で3年以内でございます。

第2項は、前項第1号、第2号にかかる事業に通常の正規職員が従事するた
め、その職員が担当していた事務を担うため、つまり穴が空いた部分を補うた
めに任期付職員を採用できるという規定でございます。

第4条は、任期の特例で、第3条に規定する事業で採用した職員について、
一般任期付職員について事業期間が伸びた場合に5年まで延長できるという規
定でございます。

第5条の任期の更新は、第2条、第3条職員につつまして、任期を更新する
場合に本人の承諾を得なければならない旨の規定でございます。

第6条は、特定任期付職員の給料の関係の規定でございます。

条例のほうは21ページになります。おめくりいただきたいと思えます。

第6条第1項につつましては、特定任期付職員の給料は右の22ページの別表

に定める給料表の1号から6号までを適用いたします。この給料表につきましては国家公務員の任期付職員の給料表と同じものを使用しております。

次に、第2条第2項では、給料の号級などは規則で定めると規定しております。同条第3項では、特定任期職員は特に顕著な業績を上げた場合に、給料月額に相当する額を業績手当として支給できる規定でございます。

第7条につきましては、一般任期付職員の給与に関する規定で、こちらのほうは給料は通常の正規職員に準じて同じ給料表を使用する旨の規定でございます。

第8条につきましては、給料条例の適用除外でございます。先ほどの特定任期付職員につきましては、一般職の給料表や昇格は使用しないことと、通勤手当以外のいわゆる勤勉手当、扶養手当、時間外手当、住居手当、地域手当等は支給しないという規定でございます。

同条第2項は、期末手当率の規定で、記載しました支給率で期末手当を支給する旨の規定でございます。

最後に22ページの下段でございますが、附則で、この条例は公布の日から施行すると規定しております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第39号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定を採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第40号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第40号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口和也） 失礼します。

それでは、議案第40号 明和町税条例の一部を改正する条例について、詳細

説明を申し上げます。

配布させていただいております定例会資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3-3をお願いいたします。

3-3には、明和町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表を付けさせていただいております。

今回の明和町税条例の一部改正する条例につきましては、第1条で、明和町税条例の一部改正、第2条で、この3月議会でお認めいただきました明和町税条例の一部を改正する条例の一部改正という、2連からなっております。

まず、3-3でございますが、第1条による明和町税条例の改正ということで、まず第23条でございます。23条は法人税法において外国法人の恒久的施設が提示されたことによりまして、規定の整備をさせていただきます。

第33条は、地方税法の号の繰り下げによる改正でございます。

続きまして、第34条の4は、地方法人税の創設に対応いたしまして、法人税割の税率が引き下げられたことによる税率の引き下げでございます。

次の48条、めくっていただきまして3-4でございますが、第52条は、法人税法において外国法人にかかる外国税額控除制度が新設されたこと、申告納付制度が規定されたことによりまして規定の整備でございます。

続いて、3-5の第57条、59条は、地方税法の号の繰り下げによるものでございます。

第82条は、軽自動車税の税率の引き上げでございます。地方税法の軽自動車税の税率が引き上げられたことによるものでございます。

続いて、3-6の附則第4条の2は、租税特別措置法の改正に伴う所要の規定整備でございます。

3-7の附則第6条から、3-9の附則6条の2、3-11の附則第6条の3にかかけましては、単に課税表示の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除させていただきます。

次に、3-12の附則第7条の4でございます。7条の4は条の繰り上げによる整備でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却にかかる特例につきまして、適用期限を3年間延長するものでございます。

3-13の附則第10条の2は、公害防止用設備等にかかる固定資産税の特例措置につきまして、その割合の規定を整備するものでございます。

附則第10条の3は、地方税法において要安全確認計画記載建築物に対しまして、耐震改修が行われた場合の固定資産税の減額措置の創設に伴う当該申告書に添付すべき書類の規定を整備するものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、3-14の附則第16条は、軽自動車税につきまして、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車に対しまして、従価税率の規定で読替え規定となっております。

附則第17条の2は、優良住宅地のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得にかかる特定についてでございますが、その適用期限を3年間延長するものでございます。

めくっていただきまして、3-16の附則第19条、附則第19条の2は、規定を明確化させるものでございます。

附則第19条の3は、地方税法改正に伴う所要の規定の整備の規定でございます。

3の17の附則第21条は、規定の明確化でございます。第2項につきましては、地方税法における移行一般社会法人等にかかる非課税措置が廃止されたことによりまして、規定を削除いたします。

附則21条の2は、地方税法の項の繰り上げによるものでございます。

めくっていただきまして、3-18でございますが、3-19の附則22条の2、続いてめくっていただきまして、3-21の附則23条は、条例の性格を踏まえ削除ということでございます。

めくっていただきまして、3-22でございますが、附則第22条、附則第23条

は条の繰り上げでございます。

続きまして、第2条による明和町税条例の一部を改正する条例の改正でございますが、これは地方税法の項の繰り上げによる所要の改正と、規定を明確化するための整備でございます。

めくっていただきまして、3-24でございますが、附則でございます。施行期日は原則公布の日からとなっております。附則の第1条に記載の期日から、それぞれ条項につきまして施行の日が定められております。

以下、附則の第2条以降に、町民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置が定められ、3の25でございますが、第5条は軽自動車税の従価税率の適用区分の規定で、第6条は平成26年度以前から所有しているものにかかる経過措置の読替え規定でございます。改正前の税率を適用するという内容となっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） ただいま上程されました、議案第40号 明和町税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本条例改正案の主な提案内容の第一としましては、法人町民税、法人税割の税率を引下げ、これを地方法人税として国税化して、地方交付税財源に充てるというものであります。

したがって、その分、本町にとっては減収になり、交付税として還元されると言われておりますが、内容がどうなるかは未定で、全額が還元される裏付けはありません。地方自治体の財政格差や減収をカバーする方策としてとられているものではありませんが、本来の立場から言えば、既存の交付税財源の法定率引き上げ等政府の責任において財源確保し、また調整すべきものであると考えます。

提案内容の主な特徴の第二番目としまして、原動機付き自転車と二輪、及び四輪の軽自動車等について、その税金を値上げしようとするものであります。交通不便地域をはじめとして、町民の足となり、また零細自営業者の営業を支えるバイクや軽自動車等の増税は、住民にとって消費税とともに二重の増税となるものであります。

今回の条例改正案は、上位法の改正に基づくものであり、多項目にわたっており、賛成できる項目もございますが、以上に上げた主要な2つの点において、これを認めることはますます自治体財政と国民、町民の暮らしに犠牲を押し付ける方向であると考え賛成できませんので、全体として本条例案に反対するものであります。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第40号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号から第43号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第13 議案第41号から、日程第15 議案第43号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。したがって、

日程第13 議案第41号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第42号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第15 議案第43号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

を一括上程し議題とします。

議案を朗読をさせます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました議案第41号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第1号）から、議案第43号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第1号）につきましては、総額2億2,040万円の追加補正をお願いするものです。

歳出の主なものとしたしまして、総務費では、災害対策費と地域振興費でコミュニティ助成事業補助などで、それぞれ追加補正をお願いしております。

民生費では、社会福祉総務費で消費税の引上げにともなう臨時福祉給付金給付事業の経費と、心身障がい者福祉費では障がい者グループホーム整備にかかる緊急整備事業補助を、児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の諸経費を、それぞれ追加補正でお願いしております。

農林水産業費では、昨年2月の大雪によるハウス施設の被害対策として被災農業者向け経営体育成支援事業補助や団体営かんがい排水事業にかかる調査・設計委託料の追加補正を、教育費では坂本古墳群等にかかる一般文化財発掘調査受託事業費を、それぞれ追加補正でお願いしております。

歳入につきましては、国庫支出金や県支出金、諸収入が主な財源でございます。

次に、議案第42号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、いつきのみや歴史体験館の指定管理料の追加補正や歴史的風致維持向上計画事業にかかる組み替え補正が主なものでございます。

次に、議案第43号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、明和浄化センター汚水処理施設増設工事に伴う追加補正をお願いをしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

すみません。途中農林水産業費で、昨年2月と申し上げましたが、本年2月の大雪によるということでございます。お詫びをし訂正をさせていただきます。

◎議案第41号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第41号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款総務費からお願いをします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 9 ページでございます。

5 目の財産管理費で39万5,000円の追加補正をお願いしております。

11節の需用費39万5,000円は、備品等の修繕料でございます。2 トンの幌トラックの幌が傷んでまいりましたので、幌の交換修理を予定しております。お願いします。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 9 目災害対策費は200万円の増額となります。

19節負担金補助及び交付金は200万円の増で、ガーデンタウン明星自治会さんが、財団法人自治総合センターに対して申請しておりました地域防災組織育成事業の決定に伴いまして、増額とさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 12目地域振興費で、19節負担金補助及び交付金で440万円を増額しております。これは自治総合センターの事業採択の決定を受けてのもので、内容は青少年健全育成事業1 団体、なりひら夢太鼓90 万円、一般コミュニティ助成事業2 団体、明宝苑自治会100万円、大淀三世古自治会 250万円、合わせて440万円を計上いたしております。以上です。

○議長（北岡 泰） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 続きますして民生費になります。

1 目社会福祉総務費で6,241万6,000円の追加補正をお願いしております。これは臨時福祉給付金給付事業で、消費税の引き上げに伴い所得の低い方への負担の影響に配慮し、暫定的臨時的な措置として支給する臨時福祉給付金に関する費用となります。

3 節の職員手当等で81万1,000円をお願いしています。これは職員の時間外勤務手当です。4 節共済費で11万9,000円をお願いしています。これは臨時職員の社会保険料11万円と労働保険料の9,000円です。7 節賃金で73万1,000円をお願いしています。これは臨時職員の賃金1 名分で6 カ月間の雇用を見込んで

います。11節需用費で12万3,000円をお願いしています。これは給付金の申請書、決定通知書、通知封筒等の印刷製本費をお願いしています。12節役務費で48万6,000円をお願いしています。通信運搬費の28万円は臨時福祉給付金の案内文書、決定通知の郵送料です。また、手数料の20万6,000円は臨時福祉給付金の銀行への振り込み手数料となります。13節委託料で245万円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の電算システムの委託料と申請書等の作成委託料です。14節使用料及び賃借料で19万6,000円をお願いしています。これは臨時福祉給付金の申請、審査、給付事務などに必要なパソコン等の事務機器等の借上使用料です。19節負担金補助及び交付金で5,750万円をお願いしています。これは臨時福祉給付金で平成26年1月1日の基準日において明和町に住民登録があり、生活保護の被保護者や市町村民税が課税されている方の扶養親族などを除く市町村民税の非課税者に対して、1人につき1万円と、そのうち老齢基礎年金や児童扶養手当等の一定の年金手当等の受給者には、1人につき5,000円を加算して支給します。その費用となります。

5目心身障がい者福祉費で1,500万円の追加補正をお願いしています。

19節負担金補助及び交付金1,500万円は、障がい者グループホーム緊急整備事業補助金で、社会福祉法人伊勢亀鈴会が三重県の社会福祉施設と補助対象施設等選定会議で、平成26年度の三重県障がい者グループホーム緊急整備対象施設として選定され、このほど補助金の内示があったところです。これを受けて建設補助金として計上するものです。

○議長（北岡 泰） 人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 10目人権センター費は1,797万9,000円の減額をお願いしております。7節賃金は臨時職員賃金126万3,000円の増額で、詳細は人権センター事業担当職員の休職による補充のため、臨時職員で対応いたしたく補正をお願いするものでございます。

13節委託料は設計監理等委託料で20万6,000円の減額をお願いしております。また、15節工事請負費は1,903万6,000円の減額をお願いしております。委託料

及び工事請負費の減額の詳細は人権センター改修工事におきまして、国のほうから補助金について県を通じて内々示があり、当初要望していた工事のうち、空調設備更新工事及び調理機器取替え工事が今年度事業の補助対象外となったため、その分を工事費用から除外し、減額としました。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 11ページをお願いします。11、12ページになります。

1目児童福祉総務費、11節の需用費34万8,000円のうち、放課後児童対策費の施設等修繕料で19万3,000円の追加補正をお願いしております。これは斎宮第2放課後児童クラブの完成に伴いまして、長年、JA多気郡からお借りしておりました斎宮支店の旧店舗を原形復旧してお返しするための修繕料をお願いするものでございます。嵩上げた床やエアコンの撤去を行うものでございます。

○議長（北岡 泰） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 子育て世帯臨時特例給付金給付事業で3,717万8,000円の追加補正をお願いしています。消費税引き上げによる影響を考慮し、子育て世帯への影響を緩和するとともに消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として支給する子育て世帯臨時特例給付金に関する費用となります。

3節職員手当で81万1,000円をお願いしています。これは職員の時間外勤務手当です。4節共済費で11万9,000円をお願いしています。これは臨時職員の社会保険料11万円と労働保険料の9,000円です。7節賃金で73万1,000円をお願いしています。これは臨時職員の賃金1名分で6カ月間の雇用を見込んでいます。11節需用費で15万5,000円をお願いしています。子育て世帯臨時特例給付金の申請書、決定通知書、通知封筒、返信用封筒等の印刷製本費をお願いしています。12節役務費で66万9,000円をお願いしています。通信運搬費の45万3,000円は子育て世帯臨時特例給付金の案内文書決定通知返信用の郵送料です。

また、手数料21万6,000円は子育て世帯臨時特例給付金の銀行への振り込み手数料となります。13節委託料で149万7,000円をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金の電算システムの委託料と申請書等の作成委託料です。14節使用料及び賃借料で19万6,000円をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金の申請審査給付事務などに必要なパソコン等の事務機器等の借上使用料です。19節負担金補助及び交付金で3,300万円をお願いしています。これは子育て世帯臨時特例給付金で26年1月1日の基準日において、平成26年の1月分の児童手当の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方で、対象児童が平成26年1月分の児童手当の対象となる児童で、臨時福祉給付金の対象者ではない方、及び生活保護の被保護者ではない方に対象児童1人につき1万円を支給するものです。以上。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 2目児童保育費、11節需用費の施設等修繕料で12万7,000円の追加補正をお願いしております。これはなりひら保育所調理室のガス回転釜の修繕をお願いするものでございます。18節備品購入費、施設用備品で145万4,000円の追加補正をお願いします。これはみどり保育所の調理室の冷凍冷蔵庫1台と、なりひら保育所調理室の食器消毒保管器1台が修理不能となっておりますので、買い替えをお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 4款衛生費、2目環境衛生費で18節備品購入費で2万円を計上しております。環境センターで使用する草刈り機の購入費でございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目の成人保健対策推進費で34万円の増額をお願いしております。23節の償還金利子及び割引料で、過年度分の感染症予防事業等国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 13ページのほうご参照していただきたいと思えます。

6 款農林水産業費、農業振興費で5,566万8,000円の追加をお願いさせていただいております。先ほど町長も申させていただきましたが、19節負担金補助及び交付金で、この2月にございました大雪に対するハウスの撤去、再建に対する支援事業といたしまして計上させていただいております。国よりの50%補助、県よりの20%補助、町より20%の補助で実施をさせていただくものでございます。

続きます、5目農地費でございます。4,500万円の追加補正をお願いさせていただいております。13節委託費で宮川用水の明和3工区の施設計画策定といたしまして調査の概略設計、費用対効果等の算出を行い、平成27年度の当地区の新規採択を考えております。こちらにつきましても100%国の補助をいただいております。

続きます、7款商工費でございます。74万3,000円の補正をお願いさせていただいております。既決予算といたしまして380万円をお認めいただいております。伊勢湾漁港の黒ばら海苔の養殖加工販売を6次産業化の支援として実施させていただく計画で、さらに4月以降、農業法人より玄米パフというものの加工販売をしたいという事前相談がございました。販路開拓、販売促進の補助については既決予算で対応できるのでございますが、機械購入費に対する3割の補助を実施させていただくにつきまして予算が附則するため、74万3,000円の補正をお願いさせていただくものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 典之） 続きます、土木費でございますが、2目地籍調査費、13節委託料で調査測量等委託料131万7,000円の増額をお願いいたします。これは事業費の積算基準単価の一部上昇に伴う分、そして前年度に現地立ち会いの成果がございましたが、前年度分の成果の一部を補完する内容の業務量の確定に伴うものでございます。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 続きまして、2項道路橋梁費でございます。

2目道路橋梁費維持費で28万円の増額をお願いをしております。これは18節備品購入費でございますが、自走式の草刈り機、修理不能となったため28万円の補正をお願いしたいと思います。

続きまして、3目道路新設改良費でございますが、これは補正はございませんが、財源の振り分けでございます。一般財源を320万円減、地方債320万円の増でございます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 13ページをお願いします。

8款、3目下水道費の28節の繰出金でございます。下水道費90万円でございます。これは公共下水道事業特別会計繰出金ということでございまして、明和浄化センター汚水処理施設増設工事の財源でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3目消防施設費は15万2,000円の増額となります。消防庁から小型動力ポンプ積載車の無償貸与の決定がございましたので、次期更新予定の第2分団第1部に配備するもので、その登録費用等についてお願いするものでございます。

11節修繕料は2万円となります。12節手数料は10万2,000円で、新規登録料でございます。27節公課費は3万円で、自動車重量税となっております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 10款教育費です。1目学校管理費、11節需用費の施設等修繕料で40万7,000円の追加補正をお願いします。これは大淀小学校の浄化槽の配管を修繕したものでございます。管が腐食をしまして折れて機能が停止しましたので、既設予算で緊急修繕を行いました。その追加補正をお願いいたします。

続きまして、2目教育振興費、18節備品購入費で144万円の追加補正をお願いします。教育振興費の教材備品です。理科教育施設整備等補助金の交付の内示を受けましたので、今年度は上御糸小学校と下御糸小学校にそれぞれ増額分の教材備品を購入するものでございます。140万円の2分の1が補助金の内示額でございます。(2万円)は消費の上乗せをお願いしております。

○議長(北岡 泰) 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長(西口 和良) 4目文化財保存活用費でございます。

832万4,000円の追加をお願いをいたします。主な補正の内容は住宅開発等に伴います一般文化財発掘調査受託事業費の増額でございます。

16ページをご覧ください。まず、文化財保存活用費の繰出金でございます。これにつきましては斎宮跡保存事業特別会計繰出金ということで32万4,000円、後ほど特別会計でご説明をさせていただきます。

次に、一般文化財発掘調査受託事業でございます。800万円の追加でございます。資料の14-1-1に事業費の一覧、それから14-1-2と3に、調査箇所を付けさせていただいております。調査箇所は2箇所でございます。一つは坂本古墳群指定地東側の面積約700平米、それから水池土器製作所遺跡南側の面積約1,300平米でございます。

それでは、予算書で説明をさせていただきます。

16ページでございます。まず、教材費で9万円の追加でございます。作業員の労災保険でございます。

続きまして、賃金474万5,000円、作業員賃金でございます。

それから、需用費で48万円、発掘調査にかかる需用費でございます。消耗品費で20万円、燃料費で25万円、印刷製本費で3万円でございます。

次に、役務費でございます。し尿汲み取り料、仮設トイレの汲み取り料でございます。2万4,000円、それから13委託料で測量基準点設置等委託で40万円でございます。14使用料及び賃借料は調査機材等の借上料で226万1,000円でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 5目ふるさと会館費で、13節委託料で62万5,000円の追加補正をお願いします。

ふるさと会館の施設管理運營業務委託料指定管理にかかるものでございますが、消費税変更分3%を基本協定に基づき、上乘せをするための追加補正をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

○議長（北岡 泰） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金で9,958万7,000円の追加補正をお願いしています。これは臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の事務費と事業費に対する補助で、補助率は10分の10です。

4節臨時福祉給付金事務費補助で491万3,000円、5節は臨時福祉給付金事業費補助で5,750万円の追加補正です。6節子育て世帯臨時特例給付金事務費補助で417万4,000円、7節子育て世帯臨時特例給付金事業費補助で3,300万円の追加をお願いしております。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○教育総務課長（西田 一成） 4目教育費国庫補助金、2節義務教育費国庫補助金で70万円でございます。これは歳出でご説明をさせていただきました理科教育設備整備費等補助金でございます。補助率は2分の1です。

○議長（北岡 泰） 人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 15款県支出金の2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金ですが、隣保館整備費補助で965万2,000円の減額をお願いしております。隣保館整備補助が減額の内示があったため補正するものでございます。

○議長（北岡 泰） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 障がい者グループホーム緊急整備事業補助で

750万円の追加補正をお願いしています。これは社会福祉法人伊勢亀鈴会が建設する障がい者グループホームに対する三重県障がい者グループホーム緊急整備事業補助金で、補助率は基本額の2分の1です。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 5目農林水産業補助金で8,782万7,000円の追加補正をお願いさせていただいております。内訳といたしまして、団体営かんがい排水事業宮川用水3工区の設計計画策定の補助金といたしまして、100%補助の4,500万円、また布設替えの支援事業といたしまして4,282万7,000円、合わせて8,782万7,000円の補正をお願いさせていただいております。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 典之） 6目土木費補助金、1節土木費補助金で、地籍調査補助43万7,000円の増額をお願いいたします。これは歳出委託費の増額のうち、補助対象分に伴うものの増額です。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 1目繰越金で1,570万1,000円をお願いしております。前年度繰越金を見込んでおります。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2目雑入でございます。1,440万円でございます。1目雑入の中のコミュニティ助成事業、ガーデンタウン明星自治会自主防災会への助成となります。200万円でございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 雑入640万円のうち440万円は、地域振興費の青少年健全育成事業一般助成事業にかかるもので、歳出で計上いたしました額と同額を計上いたしております。

○議長（北岡 泰） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 2節一般文化財発掘調査受託事業収入で800万円の追加をお願いいたしております。これは歳出で計上いたしました開

発等に伴う発掘調査の経費全額分につきまして、事業所から入る収入でございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 7ページめくってください。

町債でございます。2目の農林水産業債で70万円の追加補正です。第1節の農業用施設債は農業基盤整備事業にかかるものでございます。

3目土木費で320万円の追加でございます。1節の道路整備事業債は社会資本整備総合交付金事業にかかるものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の36ページ、第2表 地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 36ページを開いてください。議案書でございます。

第2表の地方債補正の説明を行います。

起債の目的は農業基盤整備事業で、補正前が330万円、補正後が400万円でございます。

それから下段、社会資本整備総合交付金事業で9,670万円、補正後9,990万円をお願いしております。以上です。

○議長課（北岡 泰） 以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

◎議案第42号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第42号の説明を、歳入歳出並びに議案書の40ページ、第2表 債務負担行為を合わせてお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

の追加をお願いをいたしております。これにつきましては齋宮跡普及啓発活動等の支援補助ということで、いつきの宮歴史体験館の維持管理の県の補助でございます。3%の増額分でございます。52万6,000円でございます。

続きまして、4目活かそう守ろう三重の文化財活用補助でございます。5万円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては歳出で申し上げました事業につきましては、補助金の確定に伴い追加をさせていただいたものでございます。施設等借上活動補助で1万5,000円、町内遺跡等発掘調査活用補助で3万5,000円でございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、3款繰入金でございます。一般会計繰入金で32万4,000円の追加をお願いをいたしております。歳出の不足分につきまして一般会計から繰り入れの増額をお願いするものでございます。

次に、5款寄附金でございます。齋宮跡管理寄附金で10万円を追加をお願いをいたしております。先ほど歳出で説明させていただきましたアドウェルさんからの寄附金でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為につきまして説明をさせていただきます。議案書の40ページをご覧ください。

これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、いつきの宮歴史体験館の指定管理料の関係で、消費税の増額分の債務負担行為でございます。事項につきましては、体験学習施設棟管理運営業務で、消費税増額分でございます。期間につきましては、平成27年度から平成28年度までの2カ年でございます。限度額は238万2,000円でございます。なお、この限度額につきましては、平成27年度以降の想定される消費税10%見越して、5%の増額分で算出をさせていただきました。以上、説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第43号の説明を、歳入歳出、並びに議案書の44ページ、第2表 継続費、45ページ、第3表 地方債補正を合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 公共下水道事業特別会計補正予算の関連について、ご説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

予算に関する説明書の後ろから1ページをめくっていただきまして、7ページをお願いしたいと思います。

1款、1項、2目施設建設事業費で1,750万円の追加をお願いしております。これは15節工事請負費の増額でございまして、委員会でも説明させていただきました明和浄化センター汚水処理施設増設工事の財源であります社会資本整備交付金の増額内示によるもので、この歳入の増額分に対しまして2カ年の継続費をお願いする中の、当該工事にかかる平成26年度分の工事費を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございまして、5ページをお願いいたします。

3款、1項、1目公共下水道事業費国庫補助金で980万円の追加をお願いします。これは明和浄化センター汚水処理施設増設工事にかかる社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。

次に、5款、1項、1目一般会計繰入金で90万円の追加でございまして、同じく明和浄化センター汚水処理施設増設工事の財源でございまして、工事費から国庫補助金、町債を除いた分でございまして。

続きまして、8款、1項、1目公共下水道事業債で680万円の追加をお願いします。同じく汚水処理施設増設工事に対する事業債でございまして。

続きまして、議案書の44ページをご覧いただきたいと思います。

第2表 継続費でございまして、事業名が明和浄化センター汚水処理施設増設

工事、総額で2億3,370万円でございます。これにつきましては、先ほども報告させていただきましたが、汚水処理施設増設工事にかかるもので、この工事期間が2カ年に及ぶということで、全体事業費を継続費として予算化し、2カ年工事として契約発注をしたいと考えております。平成26年度事業費として5,520万円、平成27年度予算としましては1億7,850万円を予定しております。

続きまして、議案書の45ページ、第3表 地方債補正の追加でございます。起債の目的は公共下水道事業ということで、明和浄化センター汚水処理施設増設工事にかかる町債の追加でございます。限度額、補正前が5,190万円、補正後が5,870万円でございます。利率、償還方法等変更はございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） 本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は6月13日に行うことにいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 10時 20分）
